

第4章 まちづくりの実現に向けて

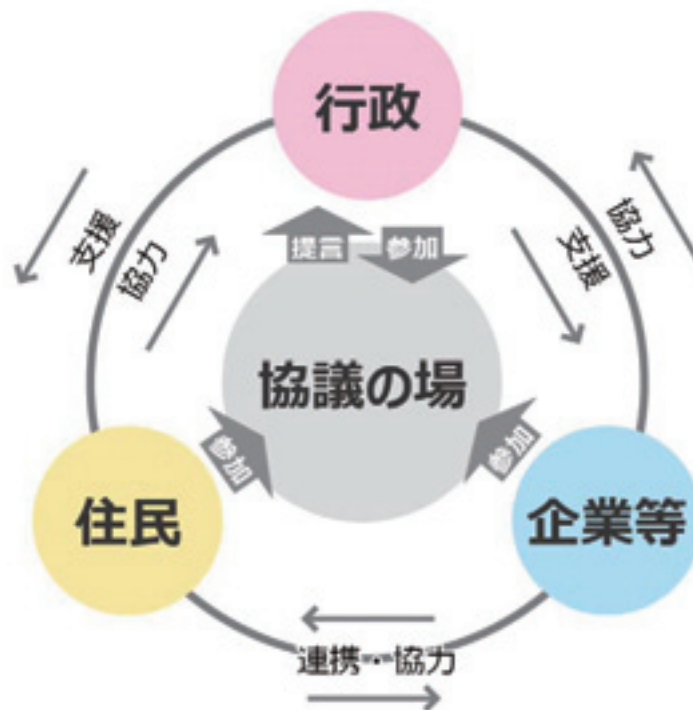
1. まちづくりにあたっての役割分担

本町のこれからのまちづくりを実践していくために、行政、住民、企業等がそれぞれ役割を果たし、相互に協力したまちづくりを進めていきます。

■ 役割分担

主体	役割	内容
行政	行政 支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり情報の積極的な提供や発信 ・NPO*などの支援と活用
住民	個々の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりへの参加 ・土地利用の方針に沿った開発、建築への配慮 ・庭の緑化や生け垣、清掃等の周辺環境への配慮等
	地域の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会などによる清掃活動 ・ボランティア活動への取り組み
企業等	地域の企業・大学としての取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・教育活動を通じたまちづくりへの取り組み ・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取り組み

■ 相互協力体系図



2. まちづくりの推進と取り組み

(1) 町民とのマスタープランの共有

今後のまちづくりにおいては、町民の参画が特に重要であり、町民と行政が共有する“まちづくりの基本方針”として、本マスタープランを広く周知したうえで、さらに町民の意見を求める場を設けていく必要があります。

そのため、パンフレット等の配布、インターネットによる情報交換、まちづくりシンポジウムの開催等、情報提供及び意見交換の機会の増進に努めます。

(2) 町民参加型まちづくり事業の展開

地域の課題や特性を踏まえ、自治会ごとの住民懇談会の実施など、地域住民との意見交換の場を設けながら、具体の事業化に向けて積極的な展開を図ります。

また、こうした活動を通じて、将来的には町民主導でまちづくりが展開される体制の確立を目指します。

(3) 町民によるまちづくり活動の支援

町民主導のまちづくり活動を定着させるため、前述の事業展開のほか、個々のまちづくり活動を支援するため、以下の制度や体制の確立を図ります。

- ①自律（立）のまちづくり交付金*事業の継続
- ②まちづくり情報の提供（ライブラリーの設置、人材、組織バンクの設置 等）
- ③まちづくりの啓発・アドバイス（専門家の派遣、講習会の開催、広報活動の展開 等）
- ④町民からの提案の事業化に向けた、まちづくり検討業務の推進
- ⑤地域の身近な小空間などの町民参画によるアドプト制度等の活用

(4) 計画・施策・事業の評価

計画・施策・事業を進めていく中で庁内部での事業評価はもとより、外部評価も視野に入れた事業評価を進めていきます。また、評価結果を施策や事業の改善に反映させていきます。

(5) 庁内体制の強化

まちづくりの展開においては、町行政内の協力体制はもとより、国、県、隣接市町など関係諸機関との連携が不可欠です。そのため、今後とも本マスタープランへの理解、協力を得られるよう、密接な連携体制を保持していきます。

3. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画では、5～10年の間に見直しを行うものとされており、「福崎町第5次総合計画」や兵庫県が策定する「中播都市計画区域マスタープラン」の改定を踏まえ、福崎町都市計画マスタープランの見直しを実施します。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政など、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合には、随時、必要かつ適切な見直しに取り組みます。

なお、見直しに際しては、本マスタープランの方針を基本としながら、策定委員会の設置や住民参加手法の工夫等により、より一層のマスタープランの充実を図ります。